# 石油需給適正化法施行令 （昭和四十九年政令第十五号）

#### 第一条（石油製品の範囲）

石油需給適正化法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める炭化水素油及び石油ガス（液化したものを含む。）は、揮発油、灯油（ジェット燃料油を含む。）、軽油、重油及びプロパン、プロピレン、ブタン又はブチレンを主成分とするガス（液化したものを含む。）とする。

#### 第二条（使用期間）

法第七条第一項の政令で定める期間は、昭和四十九年二月から五月までの各月とする。

#### 第三条（使用限度量）

法第七条第一項第一号の政令で定める数量は、二千キロリットルとする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

石油需給適正化法第二条第二項の石油製品の範囲を定める政令（昭和四十八年政令第三百六十七号）は、廃止する。

# 附　則（昭和四九年三月二七日政令第六五号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四九年四月二四日政令第一三八号）

この政令は、公布の日から施行する。